

重病克服支援制度

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約〔Y〕付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】 重病克服支援制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特徴

- 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。

お支払実績

2021年度お支払実績

14件 3,780万円

保障内容

加入対象区分：本人・配偶者

保障区分	保障内容	申込保険金額		
		100万円	300万円	500万円
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態 ^(※1) になったとき	100 万円	300 万円	500 万円
	特定疾病保険金 ^(※2)			
	死亡・所定の高度障害状態のとき			
7大疾病保障特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態 ^(※1) になったとき	50 万円	150 万円	250 万円
	7大疾病保険金 ^(※3)			
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき	10 万円	30 万円	50 万円
	がん・上皮内新生物保険金 ^(※3)			

- ! (※1)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
(※2)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
(※3)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

リビング・ニーズ特約 余命6ヵ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

(注)100万円コースは年齢が59歳以上の方限定のコースです。

◎保険金ごとの保障イメージ<お申込金額300万円の場合>

保険金種類		お支払事由						
		死亡・高度障害	特定疾病		その他の4疾病		上皮内新生物	
			悪性新生物(がん) ^(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病		慢性腎不全
						重度の高血圧性疾患	肝硬変	
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 300万円						
特約	7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 150万円						
特約	がん・上皮内新生物保険金	← お支払事由のいずれかに該当で 30万円 →						
お支払事由ごとの保険金額合計		300万円	480万円	450万円		150万円		30万円

(※)「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

- ! 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項
- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
 - 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金を支払われた場合に消滅します。
 - 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意

各保険金の主なお支払事由は次のとおりです。

●被保険者が加入日(※)以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類と お支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 ^{※1}	
7大 疾病 保険 金 ^{※13}	特定 疾病 保険 金	●悪性新生物 (がん)	加入日(＊)前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日(＊)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(＊)前を含めてはじめて診断確定されたとき	・ 上皮内新生物 ^{※4} ・ 悪性黒色腫を除く 皮膚がん ・ 脂肪腫
		●急性心筋梗塞	加入日(＊)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・ 狭心症 ・ 解離性大動脈瘤 ・ 心筋症
		●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日(＊)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・ 一過性脳虚血 ・ 外傷性くも膜下出血 ・ 未破裂脳動脈瘤
	がん・ 上皮内 新生物 保険金	●重度の糖尿病	加入日(＊)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
		●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日(＊)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
		●慢性腎不全	加入日(＊)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
		●肝硬変	加入日(＊)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
	がん・ 上皮内新生物保険金		加入日(＊)前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・ 上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・ 乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日(＊)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(＊)前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき		
高度障害保険金		加入日(＊)以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき		

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(※)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日(※)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり 特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※9 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※10 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※11 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(※)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日(※)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※12 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。
- (※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

保険金等のお支払いについて、本パンフレット45～46ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

P45～46

< 保険期間 1 年、集団扱月払、主契約保険金額 100 万円、300 万円、500 万円 >

(単位：円)

本人																										
申込保険金額	100万円								申込保険金額	300万円								申込保険金額	500万円							
保険年齢	男 性				女 性				保険年齢	男 性				女 性				保険年齢	男 性				女 性			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・ 上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・ 上皮内新生物保障特約	合計掛金		主契約	7大疾病保障特約	がん・ 上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・ 上皮内新生物保障特約	合計掛金		主契約	7大疾病保障特約	がん・ 上皮内新生物保障特約	合計掛金				
	100万円	50万円	10万円		100万円	50万円	10万円			300万円	150万円	30万円		300万円	150万円	30万円			500万円	250万円	50万円		500万円	250万円	50万円	
	100万円コースは58歳以下の方は加入できません。								16～20歳	544	195	39	778	469	195	45	709	16～20歳	840	325	65	1,230	715	325	75	1,115
									21～25歳	697	210	39	946	544	225	75	844	21～25歳	1,095	350	65	1,510	840	375	125	1,340
									26～30歳	712	240	42	994	667	300	96	1,063	26～30歳	1,120	400	70	1,590	1,045	500	160	1,705
									31～35歳	859	315	48	1,222	913	435	135	1,483	31～35歳	1,365	525	80	1,970	1,455	725	225	2,405
									36～40歳	1,132	405	60	1,597	1,300	660	183	2,143	36～40歳	1,820	675	100	2,595	2,100	1,100	305	3,505
									41～45歳	1,534	585	90	2,209	1,858	1,095	240	3,193	41～45歳	2,490	975	150	3,615	3,030	1,825	400	5,255
									46～50歳	2,503	1,020	141	3,664	2,320	1,425	300	4,045	46～50歳	4,105	1,700	235	6,040	3,800	2,375	500	6,675
									51～55歳	4,096	1,620	216	5,932	3,007	1,815	309	5,131	51～55歳	6,760	2,700	360	9,820	4,945	3,025	515	8,485
59～60歳	2,188	920	124	3,232	1,295	805	119	2,219	56～60歳	6,364	2,760	372	9,496	3,685	2,415	357	6,457	56～60歳	10,540	4,600	620	15,760	6,075	4,025	595	10,695
61～65歳	3,357	1,465	227	5,049	1,798	955	161	2,914	61～65歳	9,871	4,395	681	14,947	5,194	2,865	483	8,542	61～65歳	16,385	7,325	1,135	24,845	8,590	4,775	805	14,170
66～70歳	4,924	2,115	348	7,387	2,344	1,275	181	3,800	66～70歳	14,572	6,345	1,044	21,961	6,832	3,825	543	11,200	66～70歳	24,220	10,575	1,740	36,535	11,320	6,375	905	18,600

(単位：円)

配偶者																										
申込保険金額	100万円								申込保険金額	300万円								申込保険金額	500万円							
保険年齢	男 性				女 性				保険年齢	男 性				女 性				保険年齢	男 性				女 性			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・ 上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・ 上皮内新生物保障特約	合計掛金		主契約	7大疾病保障特約	がん・ 上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・ 上皮内新生物保障特約	合計掛金		主契約	7大疾病保障特約	がん・ 上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・ 上皮内新生物保障特約	合計掛金
	100万円	50万円	10万円		100万円	50万円	10万円			300万円	150万円	30万円		300万円	150万円	30万円			500万円	250万円	50万円		500万円	250万円	50万円	
	100万円コースは58歳以下の方は加入できません。								16～20歳	444	195	39	678	369	195	45	609	16～20歳	740	325	65	1,130	615	325	75	1,015
									21～25歳	597	210	39	846	444	225	75	744	21～25歳	995	350	65	1,410	740	375	125	1,240
									26～30歳	612	240	42	894	567	300	96	963	26～30歳	1,020	400	70	1,490	945	500	160	1,605
									31～35歳	759	315	48	1,122	813	435	135	1,383	31～35歳	1,265	525	80	1,870	1,355	725	225	2,305
									36～40歳	1,032	405	60	1,497	1,200	660	183	2,043	36～40歳	1,720	675	100	2,495	2,000	1,100	305	3,405
									41～45歳	1,434	585	90	2,109	1,758	1,095	240	3,093	41～45歳	2,390	975	150	3,515	2,930	1,825	400	5,155
									46～50歳	2,403	1,020	141	3,564	2,220	1,425	300	3,945	46～50歳	4,005	1,700	235	5,940	3,700	2,375	500	6,575
									51～55歳	3,996	1,620	216	5,832	2,907	1,815	309	5,031	51～55歳	6,660	2,700	360	9,720	4,845	3,025	515	8,385
59～60歳	2,088	920	124	3,132	1,195	805	119	2,119	56～60歳	6,264	2,760	372	9,396	3,585	2,415	357	6,357	56～60歳	10,440	4,600	620	15,660	5,975	4,025	595	10,595
61～65歳	3,257	1,465	227	4,949	1,698	955	161	2,814	61～65歳	9,771	4,395	681	14,847	5,094	2,865	483	8,442	61～65歳	16,285	7,325	1,135	24,745	8,490	4,775	805	14,070
66～70歳	4,824	2,115	348	7,287	2,244	1,275	181	3,700	66～70歳	14,472	6,345	1,044	21,861	6,732	3,825	543	11,100	66～70歳	24,120	10,575	1,740	36,435	11,220	6,375	905	18,500

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1 年未満の端数について 6 ヶ月以下は切り捨て、6 ヶ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢 40 歳＝2023 年 1 月 1 日現在満 39 歳 6 ヶ月を超え満 40 歳 6 ヶ月まで
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
※この制度の掛金は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の掛金は主契約の総保険金額 30 億円以上 100 億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規掛金を適用します。
※記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入（増額）および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。
(注) 100 万円コースに加入できるのは 59 歳以上の方に限定されます。

※上記主契約部分の本人掛金には、制度運営費 100 円が含まれています。
※加入日（＊）以後に発生した不慮の事故による傷害により 180 日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。
※新規加入および特約の付加は 65 歳までとなります。